

第8章 自動車騒音常時監視結果

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法の改正(平成11年)によって、平成12年度から都道府県及び騒音規制法政令市の事務とされ、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」(平成11年4月施行)の達成状況等を把握するために行われている。平成16年度からは、従来から実施している騒音測定に加え、面的評価を行うシステムを導入し、より地域の実態に即した環境基準の達成状況の評価が可能になった。

また、平成24年4月1日からは市の区域内の地域については市長が自動車騒音の常時監視を行っており、県では、姫島村、日出町、九重町及び玖珠町の主要道路について常時監視を行うことになった。

平成27年度は、延長260.0kmの道路(高速自動車国道19.5km、一般国道79.2 km、県道161.3km)に面する地域の4,216戸の住居等について環境基準達成状況の評価を行った。

※「面的評価」は、「騒音に係る環境基準」の改訂に伴い導入された評価方法で、道路に面する地域について、沿道の騒音の実測値や道路構造等のデータから個別住宅ごとに自動車騒音レベルを予測することにより、地域の全住居等のうち環境基準を超過する住居等の戸数及び割合を評価するものである。

〈調査地点・期間〉

評価区間延長：260.0 k m 評価区間数：97区間

〈調査結果〉

面的評価による環境基準達成状況は、評価の対象となった4,261戸のうち昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準を達成していたのは4136戸(98.1%)であった。詳細は表8-1に示す。

表8-1 道路に面する地域における騒音の環境基準達成状況の面的評価結果

(平成27年度)

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (4,216戸)	4,136	98.1	32	0.8	22	0.5	26	0.6
近接空間 (1,770戸)	1,715	96.9	28	1.6	14	0.8	13	0.7
非近接空間 (2,446戸)	2,421	99.0	4	0.2	8	0.3	13	0.5

備考1 近接空間とは、面的評価を行う50mの範囲のうちで、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

- ・2車線以下の車線を有する幹線道路 道路端から15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線道路 道路端から20m

2 非近接空間とは、50mの評価範囲のうちで近接空間以外の場所をいう。